

府省名	経済産業省	組織	中小企業庁	会計	一般会計	項	独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費
						目	独立行政法人中小企業基盤整備機構 一般勘定運営費交付金
調査対象予算額		令和元年度補正：360,000百万円の内数 (参考 令和6年度補正：339,986百万円の内数)			調査主体		本省調査

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

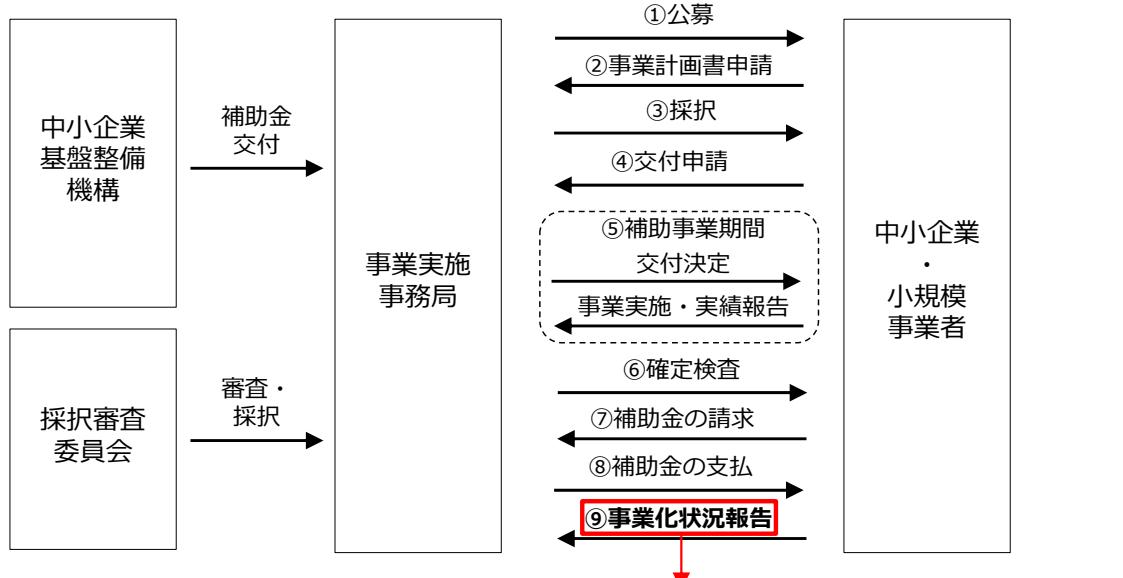
- (1) 本事業は、加工機械、生産管理システム、IoTロボットの導入など、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等に要する経費の一部を補助し、生産性向上を通じて持続的な貢上げを推進することを目的としている。
- (2) 本調査で対象とした第1次公募～第3次公募（通常枠）に係る要件は以下のとおり。

補助上限 1,000万円  
 補助率 中小企業 1/2、小規模事業者等 2/3  
 補助要件 以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行  
 　・付加価値額+3%以上/年  
 　・給与支給総額+1.5%以上/年  
 　・事業場内最低賃金≥地域別最低賃金+30円  
 ※事業計画終了時点において、給与支給総額の年率平均1.5%以上増加目標が達成できていない場合は、補助金の一部返還を求める場合がある。

(参考) 直近の公募回（第20回：令和7年4月25日～7月25日）における要件

- 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、事業者全体の付加価値額の年平均成長率を3.0%以上増加させること。
- 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、従業員及び役員それぞれの給与支給総額の年平均成長率を2.0%以上増加させること  
又は従業員及び役員それぞれの1人あたり給与支給総額の年平均成長率を事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上増加させること。
- 補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、事業所内最低賃金を、毎年、事業実施都道府県における最低賃金より30円以上高い水準にすること。

【図1】事業スキーム



事業者から提出された事業化状況報告を活用し、貢上げ等の状況を調査

【調査対象公募回における採択状況】  
 第1次公募 申請者数2,287件、採択者数1,429件  
 第2次公募 申請者数5,721件、採択者数1,494件  
 第3次公募 申請者数6,923件、採択者数1,561件  
 ※実績はいずれも通常枠

## ②調査の視点

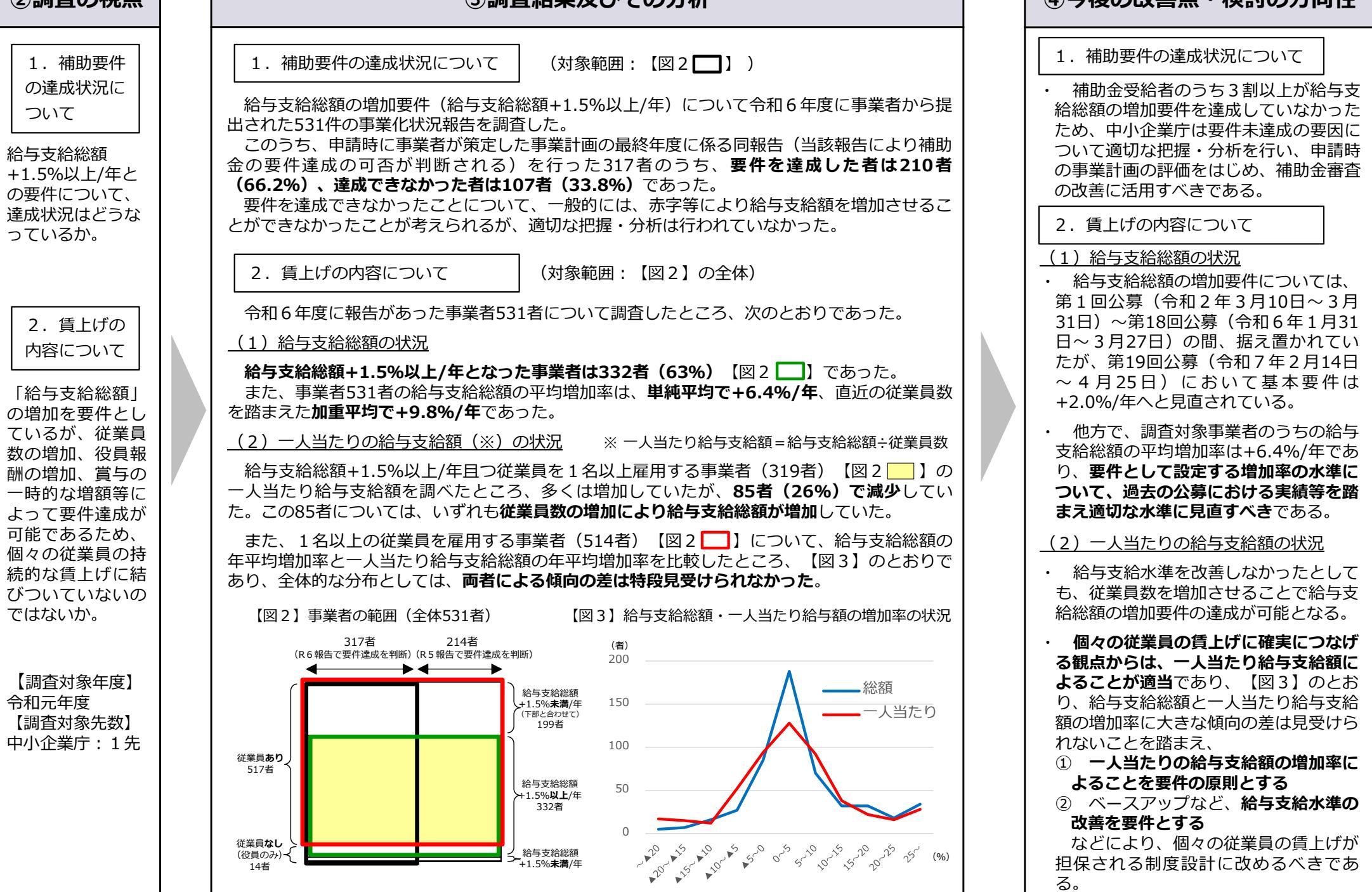
## 1. 補助要件の達成状況について

給与支給総額  
+1.5%以上/年の要件について、達成状況はどうなっているか。

## 2. 賃上げの内容について

「給与支給総額」の増加を要件としているが、従業員数の増加、役員報酬の増加、賞与の一時的な増額等によって要件達成が可能であるため、個々の従業員の持続的な賃上げに結びついていないのではないか。

【調査対象年度】  
令和元年度  
【調査対象先数】  
中小企業庁：1先



## ③調査結果及びその分析

## 2. 賃上げの状況について

## (3) 給与支給総額の内訳

(1) のうち、一定の規模がある事業者（従業員数21人以上の事業者）を対象に、給与支給総額の内訳（役員報酬、従業員給与・手当及び賞与）を調査した。

従業員数21人以上の事業者のうち、給与支給総額+1.5%以上/年増加していた事業者は70者あった。このうち、給与支給総額の内訳が把握できた事業者は32者あり、これらについて調査したところ、次のとおりであった。

なお、給与支給総額には役員報酬が含まれているが、役員数は事業者に報告を求めておらず、いずれの企業についても不明であった。

- ・役員報酬の増加率が従業員給与等（※1）の増加率よりも大きい事業者：14者
- ・役員報酬の増加率が一人当たりの従業員給与等（※2）の増加率よりも大きい事業者：21者
- ・役員報酬が増加している一方で、一人当たりの従業員給与等が減少している事業者：7者
- ・一人当たりの賞与（※3）の増加率が一人当たりの従業員給与・手当の増加率よりも大きい事業者：11者（このうち5者は、一人当たりの従業員給与・手当が減少）

※1 従業員給与等＝給与・手当+賞与

※2 一人当たりの従業員給与等＝従業員給与等÷従業員数

※3 一人当たりの賞与＝賞与÷従業員数

具体的には、【表】のように、従業員個人の賃上げに繋がっているか疑義のある事業者が見受けられた。

【表】給与支給総額内訳の具体例

	基準年度				報告時					
	給与支給総額（万円）			従業員数（人）	給与支給総額（万円）			従業員数（人）		
	給与・手当	賞与	役員報酬		給与・手当	賞与	役員報酬			
事業者A	12,600	11,400	0	1,200	37	20,100	11,600	1,000	7,500	51
事業者B	11,900	10,700	0	1,200	35	15,700	12,800	0	2,900	36
事業者C	5,100	3,300	500	1,300	9	10,200	6,900	1,500	1,800	33

※金額は100万円未満を四捨五入しているため、合計額等が一致しないことがある。

(事業者A) 給与支給総額の増加のうち、**役員報酬や賞与の増加が大宗を占めている。**

(給与支給総額+7,500万円のうち、役員報酬+6,400万円 (+553%)、給与等+1,200万円 (+10%) )

従業員の賃上げのうち、賞与の増加が大宗を占め、**給与・手当といった固定的な給与の増加は軽微に留まる。**

(一人当たりの給与等の増加率▲20%。給与等の増加のうち83%を賞与の増加が占める。)

(事業者B) 給与支給総額の増加のうち、**役員報酬の増加率が従業員給与等の増加率に対して過大となっている。**

(給与支給総額+3,700万円のうち、役員報酬+1,700万円 (+140%)、給与・手当+2,000万円 (+19%) )

(事業者C) 従業員の増加により給与支給総額+1.5%以上/年となったが、**一人当たりの従業員給与等は減少している。**

(給与支給総額は1.5%/年増加しているものの、一人当たりの従業員給与等が▲200万円と減少している。)

## ④今後の改善点・検討の方向性

## 2. 賃上げの状況について

## (3) 給与支給総額の内訳

- ・個々の従業員の持続的な賃上げが行われているかの把握に資するため、以下に取り組むべきである。

① 給与支給総額の内訳を把握することができた事業者が限定的であったことを踏まえ、**給与支給総額の内訳についての報告を徹底させるべき**である。

② その際、役員数が明らかでないために役員一人当たりの報酬額と従業員一人当たりの給与等を精緻に比較できない実態等も踏まえ、**報告内容を充実させるべき**である。

- ・賃上げ要件においては、(2)で指摘した点に加え、以下の観点により従業員個人の賃上げに資する内容に改めるべきである。

① 従業員給与等の増加と比較して役員報酬の増加が過大と思われる事業者も見られることから、要件達成の可否を判断するに当たり、**役員報酬の増加を含めないことや、役員報酬及び従業員給与等のそれぞれの増加率を個別に評価すること**を検討すべきである。

② 給与支給総額の増加率について、**月例給と賞与とを切り分けて評価**することにより、一過性の賃上げにとどまらない持続的な賃上げを推進すべきである。

※ 上記の観点について、基本要件として賃金増加を課す他の補助金においても、同様に検討すべきである。

【他の補助金における給与支給総額要件】

- ・IT導入補助金（補助額150万円以上の場合）  
給与支給総額の年平均成長率+1.5%以上
- ・中小企業省力化投資補助金（一般型）  
給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上